

紹介

ペーター・ブリックレ著（服部良久
訳）

『ドイツの臣民 平民・共同体・国
家 一三〇〇—一八〇〇年』

本書は、Peter Blicke, *Deutsche Untertanen — Ein Wäterspruch*, München, Beck, 1981 の邦訳である。ブリックレの邦訳に關しては、我々はすでに『一五二五年の革命』（前岡良爾・田中真造訳、刀水書房、一九八七年）を得ているが、前書がドイツ農民戦争に關する精緻で詳細な実証研究であるのに対して、本書の最大の特徴はその成果を踏まえつつ新たなドイツ史像を構築しようとしている点にある。

一八世紀末以来「臣民」という概念は卑屈と無責任のメタファーとしてのみ使用され、ネガティブな内容しか与えられなかった。このため、臣民は、そもそも歴史過程を規定する積極的な要因とはなりえないと考えられ、正統の歴史学からは全く無視された存在となった。これに対して、ブリッ

クレは、人口の圧倒的多数を占めた臣民を分析対象から排除してきた従来の歴史研究のあり方を批判し、臣民が国制の様々なレベルで積極的な役割を果したことを明らかにすることにより、ドイツ史を「下から」構築しようとする。その意味で、本書は副題にもあるように「一つの意義申し立て」なのである。このような強烈な問題意識に支えられた著作が明快な訳文で邦訳されたことは喜ばしい限りである。また、研究者の便宜を配慮した訳注の丁寧さという点でも訳者である服部氏に最大の敬意を表したいと思う。それでは、次に本書の内容紹介に移ることにしよう。

まず、「はじめに」臣民と統治権力——イマの概念的限定」では、対象となる臣民の概念規定がなされ、語義史的な分析を通じて、それは農村部の農民と都市の市民に限定される。さらに、臣民と彼らが相互的關係を結んだ統治権力（ここでは領邦国家）の接点を考察の中心に据え、両者の二極的關係が持続した一三〇〇—一八〇〇年という時期を分析対象として設定する。最後に、この五〇〇年間に見られた統治権力と臣民の間の國家的課題の内容確定、機能分担、

倫理的根拠づけをめぐる興味深い対決を明らかにするために、以下の分析手順が示される。(1) ローカルな次元での共同体、(2) 領邦次元でのラントシャフトにおける「ポジティブな統合」、(3) 叛乱という「ネガティブな統合」。そして、この区分は、そのまま本論の第一—三章の内容に該当している。

第一章では、共同体自身の國家的（公法的）機能が問題となり、その際、模範的な現象形態として様々な形態の中から村落共同体が選ばれる。ここではまず農民自治の理念型が提示されたのち、時期的な段階区分と地域的区分の試みによって共同体原理の現実の歴史的性格が示される。時期的には、領邦高権・絶対主義の確立という國家的集中化の進展に伴い、共同体的自治領域が空洞化するプロセスが、また地域的には、貴族支配が強力であった東部の方が、西部よりも村落共同体の「禁治産化」と呼ばれる状況が早く進行することが明らかにされる。ここにおいて、封建的原理（領主の領民に対する無制約な搾取。不平等の原理）と共同体原理（自身の労働力とその収益に対する自由な処置権。「家父」の平等の原理）は相いれない原理であることが、具体的な事

実をもって検証される。それは村落共同体と類似した構造をもつ都市共同体にも該当する。そして、共同体の政治的活動範囲の拡大を目指す要求は、自治のレヴェルをこえて、領邦という所与の国家的枠内で、ラントシャフトの設立へと向かう。

次に、第二章では、臣民が共同体を通じて領邦国家の政策決定に関与していた点が明らかにされる。ここでは、まず農村共同体の政治代表制が従来考えられていたよりも広く普及した現象であることが確認され、ティロルとケンプトンを例にとり代表制の二形態が提示される。いずれの形態をとるにせよ、自らの利害を護るという目的において両者は一致する。そして、それは少なからぬ成果を平民にもたらしたのである。

最後に、平民の政治代表制の発展が扱われ、時期的にはそれが絶対主義の確立する一七世紀半ば以降衰退する点、地域的にはそれが共同体が政治的機能を果していた帝国の西部でのみ確認しうる点が強調される。

介
紹
として、第三章では、政治的統合の試みとして叛乱を位置づける。叛乱とは単なる拒絶的態度とは異なり、関心と目標の差を超えて、その背景には農民たちの明確な政

治的意識が読み取れる点を著者は強調する。それは領邦国家の統合能力と統合意欲の不十分さに対する平民の対応であり、彼らはそこから一定の成果をあげることができたのである。また、ここでは農民叛乱と同種のものとして都市内闘争に言及がなされている。

最後に、第四章では、以上の分析結果を踏まえて、臣民と統治権力という視点に立ち、ドイツ史の「下から」の時代区分がなされる。結論として、著者は、巨視的には一三〇〇—一八〇〇年を共同体主義の時代とし、さらに三つの下位区分を設ける。①一三〇〇—一五五〇年、②一五五〇—一六五〇年、③一六五〇—一八〇〇年。①は国制の上で共同体・同盟のモデルが模索された時期で、その反映の痕跡は文学・政治理論・ユートピア思想・神学にも認められる。しかし、帝国と領邦国家の間のドイツの「第三の道」は、国制上は農民戦争の敗北によって、思想的には宗教改革の反動化によって挫折し、②・③の画期を経て臣民の政治的禁治産化が進む。そして、それはとりもなおさず臣民が文字通りの「臣民」に転落していく過程でもあった。

以上で本書の要約を試みたが、ブリックレのスケールの大きな構想を十分伝えることができたかどうか甚だ不安な限りである。本書を読んで、何か忘れかけていたもの思い出したような気分からられるのは、おそらく紹介者だけではあるまい。最後に、蛇足となることは重々承知の上で、紹介者の感じた若干の問題点を指摘してみたいと思う。

著者は封建的原理と共同体原理の敵対関係を強調する。封建的原理は正統的な歴史学が好んで取り挙げてきたテーマであり、その意味で従来看過されがちであった共同体原理からドイツ史を構築しようとする試みは大変興味深いものである。だが、ひとたび敵対する封建的原理を定数として固定してしまふと、共同体原理はそれに対する優劣関係でしか把握しえなくなるという危険性も、このモデルは孕んでいる。紹介者は、ブリックレが時期的な段階区分や地域的区分で大胆な一般化を試みるとき、特にこのような危険性が表面化しているように思えてならない。この問題は彼の構想自体にとっても無意味ではないはずだ。なぜなら、もしそうだとすれば、ドイツ史を「下

から「構築する試みがドイツ史に「下」を付加する試みとなつてしまひ、彼の構想が放つ精彩が幾分失われかねないからである。むしろ、あくまで「下から」の構築という意圖を貫徹するならば、共同体を調和的な世界と見るのではなく、共同体内部の矛盾が封建的原理をいかに再編するかを見透すような視点が必要なのではなからうか。その意味で、ブリックレが都市叛乱を扱つた節で都市内闘争を取り挙げているのは示唆的である。すでに家父の平等という共同体原理は揺らぎ、共同体内部に権力闘争が顕在化していたことが窺えるからである。このことは村落共同体にも少なからず該当するであらう。

思いつくままに若干の疑問を提示してみたが、それによつて本書の魅力が些かも減じられるわけではない。歴史学の専門化・細分化に対する危機感が叫ばれる今日、本書はこのような風潮に対する「一つの意義申し立て」としても価値ある一冊といえよう。

(A4版 二〇五頁 一九九〇年六月
ミネルヴァ書房 二、八〇〇円)
(佐々木博光 京都大学人文科学研究所助手)

受贈図書

(一九九一年四月三〇日)
一九九一年七月二日)

- 経済論集(서울大学校経済研究所) 二九
一三、四
古脊椎動物学報(中国科学院古脊椎) 二
九一—
神道史研究(神道史学会) 三九—
歴史研究(大阪教育大学歴史学研究室) 二八
歴史学論集(山梨大学教育学部史学教室) 二九、三〇
青丘学術論集(韓国文化研究振興財団) 一
日本史研究(日本史研究会) 三四四、三四五、三四六
史淵(九州大学文学部) 一二八
法学志林(法政大学法学志林協会) 八八
—三
三浦古文化(三浦古文化研究会) 四八
アジア・アフリカ文化研究所研究年報(東洋大学アジア・アフリカ文化研究所) 二五
京都大学経済論集(京都大学大学院経済学
研究科編集委) 二
平成二年度 研究報告書(中小企業事業団) 九一—、三〇七、九、一一、一六、一八
民族学研(日本民族学会) 五五—四
古代文化(古代学協会) 四三—五、六
経済研究(一橋大学経済研究所) 四二—
二
西洋史学報(広島大学西洋史学研究会) 一八
岡崎市史研究(岡崎市史編さん委員会) 一三
韓国史研究報(国史編纂委員会) 七二
日本文化研究所研究報告(東北大学日本文化研究施設) 別巻二八
富士論叢(富士短期大学学術研究会) 三
五一—
文明(東海大学文明研究所) 六〇
信濃(信濃史学会) 四三—四、五
鹿兒島経大論集(鹿兒島経済大学経済学部学会) 三二—
東京学芸大学紀要(東京学芸大学紀要出版委員会) 四一
史学雑誌(史学会) 一〇〇—四、五
福建師範大学学報哲学社会科学版